

平成24年9月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 柏 賢子

平成24年(ハ)第799号 不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年8月7日

## 判 決

宮城県

原 告

同 訴訟代理人司法書士

同

同

車 塚 潤

泉 井 愛 子

品 川 真 範

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

被 告

S M B C コ ン シ ュ ー マ ー

フ ァ イ ナ ン ス 株 式 会 社

同 代 表 者 代 表 取 締 役

久 保 健

同 訴 訟 代 理 人

吉 原 和 広

## 主 文

- 1 被告は、原告に対し、金1万9566円及び内金1万9391円に対する平成15年8月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

## 事 実 及 び 理 由

第1 請 求

主文と同旨

第2 事案の概要

1 本件は、原告が貸金業者である被告との間の金銭消費貸借契約に基づく貸付けと弁済を利息制限法所定の制限利率に基づき引き直して元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被告は過払金の取得が法律上の原因を欠くことを知っていたとして、不当利得金返還請求権に基づき過払金及び各過払金発生時から最終取引日までの民法704条前段所定の利息並びに過払金に対する最終弁済日の翌日から支払済みまで同法所定の利息の支払いを求める事案である。

2 当裁判所に顕著な事実及び争いのない事実

被告が貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の題名は貸金業の規制等に関する法律）3条の所定の登録を受けた貸金業者である事実は当裁判所に顕著な事実である。原告と被告間に、別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「計算書」という。）のとおり消費貸借取引が行われた事実は当事者間に争いが無い。

3 争点

(1) 原告と被告間の取引による過払金の有無及びその額

（原告の主張）

原告は、平成9年5月23日に被告から金員を借り入れ、平成15年8月8日まで別紙計算書記載のとおり消費貸借取引を行った。同取引を利息制限法所定の制限利率に引き直すと、原告は同計算書のとおり1万9391円を法律上の原因なくして支払い、被告はこれを利得した。

（被告の主張）

過払金については否認する。

(2) 被告は民法704条の悪意の受益者か。

（原告の主張）

被告は、貸金業者であり、原告の借入れに対する弁済が貸金業法43条1項のみなし弁済の要件を満たさない限り、利息制限法の制限超過部分は法律上の原因がないことを知っていた。

(被告の主張)

被告が悪意の受益者であるとの事実を否認する。

- (3) 原告と被告間の調停に代わる決定により、原告の被告に対する過払金請求権の不存在を確認しているか（抗弁）。

(被告の主張)

原告と被告間の仙台簡易裁判所平成15年（特ノ）第8551号特定調停事件において、同裁判所から平成15年12月4日に民事調停法17条所定の調停に代わる決定がなされ、同決定は異議なく確定した。原告と被告は同決定におい当事者間で何らの債権債務がないことを相互に確認している。したがって、同調停の効力により原告の請求は棄却されるべきである。

(原告の主張)

原告と被告間に、被告主張の特定調停が係属した事実、同調停事件において被告主張の調停に代わる決定がなされた事実及び同決定は異議なく確定した事実は認める。同調停に代わる決定の効力として、原告が過払金返還請求権の不存在を確認したとの主張を否認する。原告と被告間の調停に代わる決定は、原告の被告に対する借入金債務がないことを確認したにとどまり、原告の被告に対する過払金返還請求権の不存在を確認したものとはいえない。

- (4) 原告と被告間における調停に代わる決定は錯誤により無効か（再抗弁）。

(原告の主張)

特定調停の実質は、当事者の合意を得た上で決定がなされている実務の運用に鑑みれば調停による合意と同視できる。調停は和解と同様に一般法律行為の解釈基準に従って判断すべきであり、当事者が異議申立てをしなかったことにつき、要素の錯誤等の実体上の瑕疵があれば、調停に代わる決定は無効とすべきである。本件においては、全取引履歴の内容を知らず、過払金が発生していることを認識できなかったため異議申立てをしなかった上、民事調停法17条所定の決定の清算条項によって、過払金の返還請求ができなく

なるとの説明も調停委員からはなかったから、本件の調停に代わる決定は錯誤により無効である。

(被告の主張)

否認する。

### 第3 争点に対する判断

#### 1 争点(1)について(過払金の有無及びその額)

原告と被告との間で、別紙計算書のとおり消費貸借取引が行われた事実は当事者間に争いが無い。甲1号証及び弁論の全趣旨によれば同取引は1個の基本契約に基づく消費貸借取引である事実が認められ、別紙計算書は利息制限法の制限利率によって引直計算をして作成されたものと認められるので、取引終了日である平成15年8月8日の時点において、別紙計算書末尾記載のとおり1万9391円の過払金が生じている事実が認められる。

#### 2 争点(2)について(被告は悪意の受益者か。)

被告は、貸金業法3条所定の登録を受けた貸金業者であるところ、貸金業法所定のみなし弁済の適用について何ら主張、立証をしないから、過払金の取得について、悪意の受益者であると推定される。

なお、取引終了日である平成15年8月8日の時点において、別紙計算書末尾記載のとおり175円の民法704条前段所定の利息が生じている事実を計算上認めることができる。

#### 3 争点(3)について(原告と被告間の調停に代わる決定により、原告の被告に対する過払金返還請求権の不存在を確認しているか。抗弁)

乙1号証によれば、原告と被告間においてなされた調停に代わる決定において対象となった消費貸借取引は、原告と被告間の平成9年5月23日付け金銭消費貸借包括契約に基づくものである事実が認められ、甲2号証の取引履歴とはその開始時期及び終了時期もほぼ一致しているので、甲2号証の取引履歴を内容とする消費貸借を対象として調停に代わる決定がなされた事実

が認められる。そして、乙1号証によれば、調停に代わる決定の主文は、  
「1 相手方は、申立人に対し、本件契約に基づく申立人の借受金債務が  
存在しないことを認める。2 当事者双方は、本決定条項に定めるほか、  
何らの債権債務がないことを相互に確認する。3 調停費用は各自の負担  
とする。」であった事実が認められる。

そこで、同調停に代わる決定の効力を検討すると、乙1号証によれば、同  
調停事件の対象となった権利法律関係は、決定の前文、事件符号及び事件名  
からすると、原告と被告間の平成9年5月23日付け金銭消費貸借包括契約  
に基づく原告の被告に対する借受金債務を確定の上、その支払方法について  
協定を求める内容であったと認められる。また、主文2項において、原告と  
被告は何らの債権債務がないことを相互に確認しているが、その確認した権  
利法律関係は、調停の対象となった権利法律関係、すなわち、前記認定のと  
おり、原告の借受金債務の確定と分割支払いの協定であって、原告の被告に  
対する借受金債務の不存在を確認したにとどまるというべきである。したが  
って、主文2項においては、原告の被告に対する過払金返還請求権について  
まで、その請求権の不存在の確認をしていると解することはできないから被  
告の抗弁は理由がない。

- 4 争点(4)について（原告と被告間の調停に代わる決定は、錯誤により無効か。  
再抗弁）

前記3で認定のとおり、被告の抗弁は理由がないから再抗弁については  
判断をしない。

#### 5 結論

よって、本訴請求は理由があるので認容し、主文のとおり判決する。

仙 台 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 渡 辺 昭 二

利息制限法に基づく法定金利計算書

債務者 ██████████ 過払利率 5%  
 会員番号 ██████████  
 業者名 プロミス株式会社

	取引日	借入額	返済額	利率	日数	遅延 日数	利息	遅延 損害金	元金 充当額	残元金	未払 利息	過払金の 利息
1	H09.05.23	150,000		18	0	0	0	0	0	150,000	0	0
2	H09.05.26	25,000		18	3	0	221	0	0	175,000	221	0
3	H09.06.07	25,000		18	12	0	1,035	0	0	200,000	1,256	0
4	H09.06.28		8,000	18	21	0	2,071	0	4,673	195,327	0	0
5	H09.07.07	3,000		18	9	0	866	0	0	198,327	866	0
6	H09.08.05		8,000	18	29	0	2,836	0	4,298	194,029	0	0
7	H09.08.11	2,000		18	6	0	574	0	0	196,029	574	0
8	H09.09.12		8,000	18	32	0	3,093	0	4,333	191,696	0	0
9	H09.09.17	3,000		18	5	0	472	0	0	194,696	472	0
10	H09.10.20		8,000	18	33	0	3,168	0	4,360	190,336	0	0
11	H09.10.27	3,000		18	7	0	657	0	0	193,336	657	0
12	H09.11.27		8,000	18	31	0	2,955	0	4,388	188,948	0	0
13	H09.12.03	2,000		18	6	0	559	0	0	190,948	559	0
14	H10.01.11		8,000	18	39	0	3,672	0	3,769	187,179	0	0
15	H10.02.28		9,000	18	48	0	4,430	0	4,570	182,609	0	0
16	H10.04.21		8,000	18	52	0	4,682	0	3,318	179,291	0	0
17	H10.06.02		9,000	18	42	0	3,713	0	5,287	174,004	0	0
18	H10.07.08		8,000	18	36	0	3,089	0	4,911	169,093	0	0
19	H10.08.27		8,000	18	50	0	4,169	0	3,831	165,262	0	0
20	H10.10.14		8,000	18	48	0	3,911	0	4,089	161,173	0	0
21	H10.11.24		8,000	18	41	0	3,258	0	4,742	156,431	0	0
22	H11.01.06		6,000	18	43	0	3,317	0	2,683	153,748	0	0
23	H11.02.18		7,000	18	43	0	3,260	0	3,740	150,008	0	0
24	H11.04.03		8,000	18	44	0	3,254	0	4,746	145,262	0	0
25	H11.05.11		8,000	18	38	0	2,722	0	5,278	139,984	0	0
26	H11.06.17		7,000	18	37	0	2,554	0	4,446	135,538	0	0
27	H11.08.03		8,000	18	47	0	3,141	0	4,859	130,679	0	0
28	H11.09.07		5,000	18	35	0	2,255	0	2,745	127,934	0	0
29	H11.10.18		6,000	18	41	0	2,586	0	3,414	124,520	0	0
30	H11.11.29		6,000	18	42	0	2,579	0	3,421	121,099	0	0
31	H12.01.08		8,000	18	40	0	2,387	0	5,613	115,486	0	0
32	H12.02.21		7,000	18	44	0	2,499	0	4,501	110,985	0	0
33	H12.03.28		5,000	18	36	0	1,964	0	3,036	107,949	0	0
34	H12.05.09		7,000	18	42	0	2,229	0	4,771	103,178	0	0
35	H12.06.23		6,000	18	45	0	2,283	0	3,717	99,461	0	0
36	H12.08.11		8,000	18	49	0	2,396	0	5,604	93,857	0	0
37	H12.09.29		6,000	18	49	0	2,261	0	3,739	90,118	0	0
38	H12.11.16		6,000	18	48	0	2,127	0	3,873	86,245	0	0
39	H12.12.28		5,000	18	42	0	1,781	0	3,219	83,026	0	0
40	H13.02.04		5,000	18	38	0	1,555	0	3,445	79,581	0	0
41	H13.03.29		7,000	18	53	0	2,080	0	4,920	74,661	0	0
42	H13.05.16		6,000	18	48	0	1,767	0	4,233	70,428	0	0
43	H13.06.08		5,000	18	23	0	798	0	4,202	66,226	0	0
44	H13.07.30		6,000	18	52	0	1,698	0	4,302	61,924	0	0
45	H13.09.12		5,000	18	44	0	1,343	0	3,657	58,267	0	0
46	H13.10.26		5,000	18	44	0	1,264	0	3,736	54,531	0	0
47	H13.11.28		4,000	18	33	0	887	0	3,113	51,418	0	0
48	H13.12.28		4,000	18	30	0	760	0	3,240	48,178	0	0
49	H14.01.29		6,000	18	32	0	760	0	5,240	42,938	0	0
50	H14.03.04		4,000	18	34	0	719	0	3,281	39,657	0	0
51	H14.03.29		3,000	18	25	0	488	0	2,512	37,145	0	0
52	H14.04.27		3,000	18	29	0	531	0	2,469	34,676	0	0
53	H14.05.31		4,000	18	34	0	581	0	3,419	31,257	0	0
54	H14.07.26		7,000	18	56	0	863	0	6,137	25,120	0	0
55	H14.08.28		6,000	18	33	0	408	0	5,592	19,528	0	0
56	H14.10.11		5,000	18	44	0	423	0	4,577	14,951	0	0
57	H14.10.28		2,000	18	17	0	125	0	1,875	13,076	0	0
58	H14.12.09		5,000	18	42	0	270	0	4,730	8,346	0	0
59	H15.01.27		6,000	18	49	0	201	0	5,799	2,547	0	0
60	H15.03.18		6,000	18	50	0	62	0	5,938	-3,391	0	0
61	H15.04.28		5,000	18	41	0	0	0	5,000	-8,391	0	19
62	H15.06.20		6,000	18	53	0	0	0	6,000	-14,391	0	60
63	H15.08.08		5,000	18	49	0	0	0	5,000	-19,391	0	96

合計  
175

これは正本である。

平成24年9月13日

仙台簡易裁判所

裁判所書記官 柏 賢

